

令和3年度IT人材確保促進支援補助金 募集要項

1. 事業の目的及び内容

本事業は、県内IT企業による即戦力となる県外に居住するIT人材の確保を促進し、もって県内IT産業の振興を図ることを目的とし、特定職業紹介事業者により提供される下記2に掲げるサービスを県内IT企業が利用する場合の経費のうち知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 対象となる経費

即戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する特定職業紹介事業者が提供する下記サービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く。）

- (1) インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る。）
- (2) 合同企業説明会等の求人・求職イベントへの参加料

3. 対象となる県内IT企業及び特定職業紹介事業者並びにIT人材

(1) 対象となる県内IT企業

県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業

[要件]

ITWORKS@島根(島根県が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住のITエンジニアを対象とした無料職業紹介サービスをいう。)及び、くらしまねっと(公益財団法人ふるさと島根定住財団が運営する島根県へのUIターンを希望する県外在住者を対象とした島根県最大級の移住支援情報ポータルサイトをいう。)の公式サイトに求人掲載をしていること。

(2) 対象となる特定職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

(3) 対象となるIT人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者

4. 補助率等

- (1) 補助率 対象経費の1/2以内（補助上限額200万円、1,000円未満の端数は切り捨て）
(2) 補助期間 令和3年度(単年度)

[県外勤務を含む求人を行う場合の取り扱い]

求人内容に県外勤務の求人が含まれている場合には、以下の計算式により補助金額を調整します。

$$\text{基礎額} = \text{対象経費} \times 1 / 4$$

$$\text{調整額} = \text{対象経費} \times 1 / 4 \times \text{県内求人割合} \quad (\text{県内求人} / \text{全体求人})$$

$$\text{補助金額} = \text{基礎額} + \text{調整額}$$

5. 募集期間

令和3年4月1日(木)から令和3年4月20日(火)17時(必着)

※応募、審査の状況等により、2次募集を行う場合があります。

6. 応募方法

交付申請書(様式第1号)及び添付書類を、島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室まで提出してください。(様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載します。)

7. 審査、交付決定

申請のあった事業について、個別にヒアリングを行うとともに、別に定める「審査会」において審査のうえ交付決定します。

なお、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がありますとともに、交付決定にあたっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

審査の基準については、(別添)審査基準をご参考ください。

8. 問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室

TEL : 0852-22-5620、FAX : 0852-22-5638

Mail : sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp